

令和8年度 木造非住宅設計支援事業費補助金の申請者を募集します。

県内の非住宅建築物における木材の需要拡大を目指して、木造非住宅建築物の建築主に対し、設計費の一部を支援する「木造非住宅設計支援事業費補助金」の申請者を以下のとおり募集します。

1 補助の対象者（申請者）

補助の対象者は、木造非住宅建築物の設計業務の発注者（国及び地方公共団体を除く）です。

2 補助の対象となる建築物

県産材を使用した木造非住宅建築物で、以下の条件を全て満たす建築物が対象です。

- (1) 三重県内に新築、増築又は改築する非住宅建築物（※1）であること。
- (2) 1棟当たりの延べ面積が300㎡以上の木造建築物（※2）で、構造材における木材使用量のうち、県産材の割合が50%以上であること。
- (3) 三重県内に事務所を有する設計事務所が設計を行うこと。
- (4) 補助対象となる設計業務で国等の他の補助金等を取得していないこと。
- (5) 設計完了後、工事契約が伴う事業であること。
- (6) 令和11年3月31日までに竣工予定の建築物であること。
- (7) 「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条に規定する風俗営業等を目的とした施設・設備でないこと。テナントの入居が想定される場合も含む。

※1 非住宅建築物とは、戸建て住宅以外で、事業に供する目的で建築される建築物（マンション、アパート等、賃貸により収益を得る目的の集合住宅を含む）とします。なお、併用住宅及び兼用住宅は補助の対象外となります。

※2 木造建築物とは、構造耐力上主要な部分（壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう））の全体の体積の50%以上に木材を利用した建築物をいいます。

3 補助の対象となる設計業務

2の条件に加え、以下の条件を全て満たす業務が対象です。

- (1) 基本計画・基本設計が完了していないこと。
- (2) 令和9年3月12日までに実施設計が完了する業務であること。
- (3) 実績調査の実施までに、補助対象部分の業務に係る経費の支払いが完了し領収書等により支払いを証することが可能であること。

裏面に続きます。

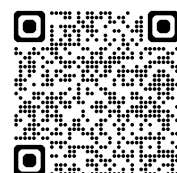
お問合せ 三重県農林水産部 森林・林業経営課 木材利用推進班



TEL:059-224-2565 Email: shinrin@pref.mie.lg.jp

詳細は以下よりご確認ください(右の二次元バーコードからもアクセスできます)

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/m0116700342.htm>



4 補助率及び補助金額

県の予算の範囲内において、設計金額の3分の1又は延べ面積に1㎡当たり10千円を乗じた額のいずれか低い方の額以内を補助することとし、上限は5,000千円です。

5 補助対象経費及び補助対象外経費

- 補助の対象となる経費は、2、3の条件を満たす木造非住宅建築物の基本計画
- ・基本設計費及び実施設計費（諸経費は含む）です。
- 消費税及び以下の経費は補助対象外です。
- (1) 設備設計費（電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、昇降機等）
 - (2) 解体撤去設計費
 - (3) 外構等周辺施設設計費
 - (4) 確認申請、工事監理、工事着手後の設計変更、積算に係る経費、工事契約に関する事務
 - (5) 振込手数料

6 契約及び着手について

本補助事業は、2、3の条件を満たせば、契約又は着手済みの設計業務も補助の対象となります。なお、令和8年3月31日以前に契約が締結された設計業務は補助の対象外となります。

7 提出書類

No	書類の種類	様式の種類
1	木造非住宅設計支援事業費補助金 申請書	様式第1号
2	木造非住宅設計支援事業費補助金 事業計画書	様式第2号
3	収支予算書	様式第3号
4	見積書又は契約書の写し	任意様式
5	4の内訳書	様式第4号
6	工程表(工事完了まで)	任意様式
7	事業実施主体の概要・組織体制が分かる資料	—

8 事業計画書等の提出期限等

- (1) 提出期限：令和8年9月30日（左記の期限以前であっても、交付決定額が予算額に達した時点で募集を終了します。）
- (2) 事業計画書等の提出先及び事業の内容・書類作成等に関する問合せ先
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部 森林・林業経営課（県庁6階）
電話：059-224-2565

※必ず県ホームページ、実施要領及び公募要領をご覧ください。